

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 指 第 6 7 号
(地 域 、 交 企 、 交 規)
令 和 7 年 6 月 2 7 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

交通事故抑止に資する交通指導取締りについて

見出しについては、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて」（令和6年3月22日付け交指第197号。以下「旧通達」という。）により交通指導取締りを実施してきたところであるが、交通事故死者数をより一層減少させるためには、PDCAサイクルに基づく指導取締りの管理をより効果的に行うことが重要であるため、引き続き、下記の取組の着実な推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 PDCAサイクルに基づく指導取締りの基本的考え方

交通死亡事故及び重傷事故（以下「交通死亡事故等」という。）の抑止を最大の目的として、指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、指導取締りの実行、指導取締りの効果検証及び検証結果の指導取締り方針への反映といったPDCAサイクルに基づき管理することとする。

管理の単位は高速道路交通警察隊及び警察署（以下高速道路交通警察隊及び警察署を「警察署等」と総称する。）ごととし、警察署等はPDCAサイクルの各段階において組織的な検討及び意志決定を行うとともに、そこで決定された指導取締り方針に従って具体的な指導取締り計画を策定し、実施することとする。

交通指導課は、警察署等における指導取締り業務の管理につき十分に把握の上、必要な指導助言を行うとともに、複数警察署間の連携、交通機動隊と警察署の連携につき所要の調整を行うこととする。

警察署等でのPDCAサイクル各段階における検討及び意志決定並びに交通指導課による警察署等への指導助言及び複数警察署間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意志決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、警察署等はPDCAサイクルの各段階における検討、意志決定等の状況を別記様式第1号及び第2号の交通指導取締り管理簿（以下「管理簿」という。）に記載することとし、交通指導課はこれを集約することとする。

2 指導取締りの管理

(1) P D C Aサイクルによる管理

指導取締りをP D C Aサイクルにより管理する際の各段階における実施事項は、次のとおりである。

ア 交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定（Plan）

交通死亡事故等の発生場所、時間帯、原因となった違反等について分析を行い、その分析結果のほか、指導取締りに係る効果検証、地域住民の要望、通学路等子供の通行の多い道路の安全確保の観点等を勘案した上で、所属長を交えた検討を経て指導取締り方針を策定すること。

この指導取締り方針には、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動、取締り広報等も含むものであり、取締りだけに限られるものではないことに留意すること。

また、分析対象に軽傷事故等を含める場合は、事故態様等から交通死亡事故等になるおそれのあった事例を選別するなど、交通死亡事故等の抑止に資する観点から分析の工夫を行うこと。

なお、交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析が困難な場合には、交通実態を踏まえ、事故態様や発生場所等に着目した指導取締り方針を策定すること。

イ 指導取締り方針に従った実行（Do）

策定した指導取締り方針に従い、具体的な計画を立てて実施すること。

ウ 指導取締りの効果検証（Check）

交通死亡事故等の発生件数や住民の反響等を指標として、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯等が適切であったかなどを検証し、必要な改善方策を策定すること。

交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析ができないため、事故態様や発生場所等に着目した指導取締り方針を定めた警察署等においては、着目した交通事故・違反形態の発生件数、着目した場所での交通事故発生件数や住民の反響等を指標として、同様に検証し、改善方策を策定すること。

エ 検証結果の次期指導取締り方針への反映（Act）

上記ウにおける検証結果及び改善方策を次期指導取締り方針に反映させること。

(2) 指導取締り管理の実効性を高めるための留意事項

ア 指導取締り管理の周期

1月から6月まで、7月から12月までの各6か月間をP D C Aサイクルによる指導取締り管理の1つの周期とする。

イ 交通指導課による調整等

(ア) 交通指導課による関与の強化

交通指導課は、警察署等の管理簿を集約した上で交通事故実態及び指導取締りの実施結果の分析について警察署等を支援するとともに、警察署等が策定した指導取締り計画がその計画どおりに履行されているかという観点から、P D C Aサイクルの各段階において、交通指導課が警察署等の指導取締り管理に積極的に関与し、組織的な管理機能の強化を図ること。

(イ) 指導教養等の実施

指導取締り管理は警察署単位が基本であることから、その中核となる警察署の交通課長及び地域課長に対し、地域警察官を含め指導取締り方針や指導取締り計画とかい離した無秩序な取締りが行われることのないよう、指導教養を実施すること。

ウ 適切な警察力の配分

指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入するなど、適切な警察力の配分について検討すること。

また、速度取締りにおいては、可搬式速度違反自動取締装置の運用を図るなど、少ない警察力でより効果が上がる手法について検討すること。

エ 取締り手法の点検・見直し等

(ア) カメラ映像等の活用

取締り状況を撮影したドライブレコーダー等の映像（以下「カメラ映像等」という。）は、個々の警察官の取締り手法、取締り場所等の把握に有効であることから、交通課長等の各級幹部は、定期又は不定期にカメラ映像等を確認し、業務管理に生かすこと。

(イ) マッピングシートの活用

警察署等の交通事故実態等に応じ、適宜管内の交通事故発生場所と取締り場所等をマッピングしたマッピングシートを作成することにより分析効果を高めるとともに、取締りの重点としていないにもかかわらず、取締り件数が不自然に多い場所には、特定の警察官による定点取締りが常態化し、取締り自体が目的化している可能性があることから、取締りを行う場所・時間帯のほか、取締りの対象とする違反種別について、マッピングシートや管理簿を活用した取締りの点検・見直しを行うこと。

オ 指導取締り要望等の把握

交通警察官及び地域警察官は、各種警察活動を通じ、指導取締り要望、交通環境の変化及び指導取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

カ 有機的連携による推進体制の確立

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、指導取締り、事故分析、交通規制等の各担当部門の知見を集約し、有機的に連携することが必要であることから、警察署等において、指導取締り業務の管理等のための適切な体制を確立すること。

なお、指導取締りによる交通事故抑止効果が認められない箇所等は、他の交通事故発生要因を検証した上で交通環境整備等をはじめとする交通安全対策を検討すること。

3 管理簿の作成要領等

(1) 管理簿の作成時期

警察署等は、PDCAサイクルによる指導取締り管理周期の始期に、指導取締り方針・計画について別記様式第1号の「交通指導取締り管理簿（計画）」（以下「計画管理簿」という。）を作成し、管理周期の終期に実施結果・検証結果について別記様式第2号の「交通指導取締り管理簿（実施結果）」（以下「実施結果管理簿」という。）を作成すること。

(2) 交通実態等の分析（「計画管理簿」 1 及び 2 参照）

「計画管理簿」の作成に当たっては、当該計画期間と同一期間の過去 3 年の交通事故発生状況について分析を実施すること。

なお、必要に応じてこの期間外に発生した交通事故を分析対象としてもよい。

分析の対象は、管内の交通事故の発生割合が高い路線・地区とするが、各所属で必要と判断した路線等を分析対象としてもよい。

分析項目については、「計画管理簿」に定められた項目を基本とするが、各所属の交通事故の発生状況等に応じて、他の項目を積極的に追加して分析すること。

(3) 重点路線・重点地区の指定（「計画管理簿」 3 参照）

重点路線・重点地区（以下「重点路線等」という。）の指定に当たっては、交通事故発生状況の分析結果のほか、指導取締り要望、警察安全相談、交通実態等に基づき、指導取締りを強化すべき路線・地区を選定して指定するものとするが、選定理由を詳細に記載し、重点路線等に指定した経緯及び理由を明確に説明できるようにすること。

(4) 指導取締り方針・取締り計画の策定（「計画管理簿」 4 参照）

ア 重点的に取締りを実施する違反種別等

上記(3)において指定した重点路線等において、主に指導取締りを実施する違反種別、月の計画回数、取締り手法等について方針を策定すること。

策定に当たっては、直前の管理周期の「実施結果管理簿」における効果検証結果を踏まえた次期反映方針と一致させることとし、特に違反種別の選定については、事故実態の分析結果のほか、取締り要望、重大事故に直結する飲酒運転等の悪質危険な違反、通学路における安全確保に係る違反等にも配意すること。

また、取締り場所の確保が困難であるなど取締りを実施することが困難な場合は、管理簿の策定が交通事故抑止を目的としている観点から、警戒走行や街頭監視、街頭活動等の事故抑止方策も加えた方針を策定すること。

イ 交通機動隊投入の必要性・隣接警察署との連携

指定した重点路線等において、各警察署のみでの指導取締りが困難な場合、指導取締りを集中的に実施する必要が認められる場合及びその他の理由により交通機動隊の投入による取締りが必要であると判断される場合は、その理由を記載すること。

また、交通事故多発路線・地区、飲酒運転等の悪質違反が多い路線・地区であり、その事故の大半が通過交通によるものである場合や、悪質違反者の居住地が他の警察署管内である場合等で、隣接警察署との連携した指導取締りを実施することが効果的であると認められる場合は、その理由を記載すること。

(5) 地域警察部門における意見の反映

各警察署における「計画管理簿」の作成に当たっては、地域課とも協議し、地域警察官が把握している地域住民の意見要望や交通実態等が反映されたものとなるよう配意すること。

(6) 交通指導課による調整・指導

各警察署と交通機動隊との連携等については、警察署長の決裁を受けた「計画管理簿」が交通指導課に報告された後に、交通指導課で調整するものとする。

(7) 交通指導取締り結果の効果検証（「実施結果管理簿」参照）

当該検証期間における指導取締りの計画・実施回数並びに前年同期及び検証期間内の交通事故発生件数を実施結果管理簿に記載し、その効果を検証すること。

効果検証については、交通事故発生状況のほか、指導取締り要望や交通実態等を勘案して多角的に行い、その結果を以後の交通指導取締りに反映させること。

(8) 作成・報告時期

「計画管理簿」、「実施結果管理簿」は、原則として毎年1月及び7月初旬に作成し、所属長の決裁を受けた後、交通指導課に報告することとするが、詳細については別途連絡するものとする。

(9) 留意事項

ア 管理簿の修正・見直し

管理周期内であっても、管内の交通事故の発生状況等が著しく変化し、管理簿の内容が管内の交通情勢に合致しなくなった場合は、上記(8)にとらわれず、新規又は追加で管理簿等を作成し、交通指導課に報告すること。

イ 速度取締り指針

速度取締りについては、その方針及び背景事情等について明らかにした「速度取締り指針」を策定・公表することとしているが、その内容は管理簿の内容を踏まえたものとする。

4 指導取締りの実施

(1) 取締り計画に沿った取締り

指導取締りの詳細な実施計画については、上記3(4)の指導取締り方針及び取締り計画を基に、翌月分の取締り計画を月末までに別記様式第3号の「指導取締り計画表」により作成し、所属長（交通官が置かれている警察署にあっては交通官）の決裁を受けること。

警察署等は、作成した取締り計画に沿った指導取締りの実施に努め、結果を「指導取締り計画表」に記載すること。

交通課長等は、定期的に「指導取締り計画表」により取締り状況を確認し、計画どおりに実施されていない場合は、計画に沿った取締りが実施されるように必要な措置をとること。

(2) 交通指導取締りの基本

交通指導取締りは、取締り自体が目的ではなく、交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることから、県民に警察官やパトカー等の姿を見せて、目に見える形で行うことを基本とする。

また、単独での取締りは、個人の経験則や推認による交通違反の認定を生じさせやすく、取締りの客観的な効果検証に支障を来すおそれがあるため、複数人による取締りを基本とすること。

ただし、交通指導取締りの目的を果たすために、姿を見せずに行う取締りや白バイ等の単独での取締りを行う場合は、その必要性、実効性及び有効性を組織的に検討して適切に実施すること。

(3) 交通機動隊による指導取締り

交通機動隊は、同隊の指導取締り計画の策定に当たり、各警察署の管理簿に記載

された指導取締り方針を十分に踏まえるとともに、各警察署の策定する指導取締り計画との有機的連携に配慮すること。

併せて、交通事故実態を踏まえ、交通機動隊の特徴である警察署の管轄区域を越えた広域的な取締りや白バイ等の集中投入による重点的な指導取締り等を適切に指導取締り計画に盛り込むこと。

また、各警察署が行う指導取締りの検証に必要となることから、指導取締り結果について、指導取締り場所を管轄する警察署に必要な都度、通知すること。

(4) 交通警察部門と地域警察部門との連携

交通警察部門は、地域警察部門に対し、指導取締りの基本的考え方及び指導取締り方針の策定経緯について十分に説明した上で、管轄区域内において指導取締りの必要性が高いと判断される場所、違反種別、時間帯等を具体的に説明すること。

その上で、地域警察官の活動状況の把握に努め、取締りをしやすい場所を選定して漫然と取締りを行うなどの実態があれば、速やかに是正すること。

地域警察部門においては、各種街頭活動を通じて入手した指導取締りに関する地域住民からの要望（反応）、管轄区域における道路交通環境の変化等の情報を交通警察部門に共有するとともに、警察署の指導取締り方針及び指導取締り計画の策定過程における検討に積極的に参画し、同計画に基づき指導取締りを実施すること。

(5) 自転車に対する指導取締りの実施

自転車の交通事故の実態を踏まえ、違反行為に対して指導警告を的確に行うとともに、悪質・危険な行為については検挙措置を講ずること。

(6) 歩行者の法令違反に対する対応

歩行者の交通事故の実態を踏まえ、歩行者の法令違反や交通の危険を生じさせる行為を減少させる観点から、制服警察官による注意や声掛けを励行することなどを指導取締り方針に盛り込み実施すること。

(7) 警戒活動等の実施

赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動や警笛等を活用して運転者や歩行者に注意喚起する街頭活動を効果的に行うこと。

(8) 速度違反取締り

おおむね6か月ごとの所属長を交えた検討を経て、指導取締り場所等の見直しを行うこと。

(9) 活動状況結果報告書の作成

月ごとの交通指導取締り等の活動量を明らかにして効果検証に活用するため、別記様式第4号の「活動状況結果報告書」を作成し、交通課長（高速道路交通警察隊にあっては副隊長）の決裁を受けること。

5 指導取締りに係る県民の理解の醸成

(1) P D C Aサイクルに基づく指導取締りに関する積極的な周知等

交通指導課は、県内における指導取締りが、交通事故実態等の分析に基づき、重点路線等を指定した上で計画的・組織的に推進していることのほか、各所属が指定した指導取締り重点路線等、同重点路線等の指定理由及び取締り方針を県警察のホームページに掲載して県民に周知し、P D C Aサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が伝わるように努めること。

(2) 指導取締り現場における説明

指導取締りを行う際は、従事する勤務員に対し、警察署等の指導取締り方針等を理解させるとともに、必要に応じ、違反者に対して当該交通違反を取り締まる必要性等に係る説明が適切になされるよう、指導教養を徹底すること。

(3) 各種メディアを活用した効果的な広報

テレビ局等の各種メディアによる指導取締り活動に関する取材においては、交通指導取締り現場における取材のほか、指導取締り計画を策定する過程において交通事故分析等が行われている場面等を盛り込むなど、PDCAサイクルに基づく交通指導取締りの趣旨や目的が、県民に伝わる内容となるよう努めること。

担当 交通指導課指導取締係

交通指導取締り管理簿（計画）

1 管内の交通事故発生状況（各年 分）

事故発生割合の多い 路線・地区	事 故 内 容						発 生 時 間 帯				関 連 違 反（第1当事者）				危険認知速度（第1当事者）							
	死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者	0～6	6～12	12～18	18～24	速度	信号	一停	歩妨	通行区分	その他	うち飲酒	40以下	41～60	61～80	81以上	特定不能
管内全域				0																		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 路線（地区）別の交通事故発生状況 0（各年 0 分）

0		令和 年	令和 年	令和 年
事故 内容	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発生 時間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
（第 一 当 ）	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
（第 一 度 認 知 速	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
（第 一 度 認 知 速	うち飲酒			
	40以下			
	41～60			
	61～80			
（第 一 度 認 知 速	81以上			
	特定不能			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事故 内容	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発生 時間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
（第 一 当 ）	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
（第 一 度 認 知 速	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
（第 一 度 認 知 速	うち飲酒			
	40以下			
	41～60			
	61～80			
（第 一 度 認 知 速	81以上			
	特定不能			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事故 内容	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発生 時間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
（第 一 当 ）	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
（第 一 度 認 知 速	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
（第 一 度 認 知 速	うち飲酒			
	40以下			
	41～60			
	61～80			
（第 一 度 認 知 速	81以上			
	特定不能			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事故 内容	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発生 時間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
（第 一 当 ）	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
（第 一 度 認 知 速	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
（第 一 度 認 知 速	うち飲酒			
	40以下			
	41～60			
	61～80			
（第 一 度 認 知 速	81以上			
	特定不能			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事	死 亡			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事	死 亡			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事	死 亡			

0		令和 年	令和 年	令和 年
事	死 亡			

尹 故 内 容	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
	うち自転車			
	うち歩行者			
発 生 時 間 帯	0～6			
	6～12			
	12～18			
	18～24			
(第 一 当)	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
	うち飲酒			
(第 一 当)	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
		8 1 以上		
		特定不能		

尹 故 内 容	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
	うち自転車			
	うち歩行者			
発 生 時 間 帯	0～6			
	6～12			
	12～18			
	18～24			
(第 一 当)	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
	うち飲酒			
(第 一 当)	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
		8 1 以上		
		特定不能		

尹 故 内 容	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
	うち自転車			
	うち歩行者			
発 生 時 間 帯	0～6			
	6～12			
	12～18			
	18～24			
(第 一 当)	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
	うち飲酒			
(第 一 当)	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
		8 1 以上		
		特定不能		

尹 故 内 容	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
	うち自転車			
	うち歩行者			
発 生 時 間 帯	0～6			
	6～12			
	12～18			
	18～24			
(第 一 当)	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
	その他			
	うち飲酒			
(第 一 当)	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
		8 1 以上		
		特定不能		

事 故 内 容	0	令和 年	令和 年	令和 年
	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発 生 時 間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
(第 一 当)	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
(第 一 当)	その他			
	うち飲酒			
	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
(第 一 当)		8 1 以上		
		特定不能		

事 故 内 容	0	令和 年	令和 年	令和 年
	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発 生 時 間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
(第 一 当)	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
(第 一 当)	その他			
	うち飲酒			
	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
(第 一 当)		8 1 以上		
		特定不能		

事 故 内 容	0	令和 年	令和 年	令和 年
	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発 生 時 間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
(第 一 当)	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
(第 一 当)	その他			
	うち飲酒			
	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
(第 一 当)		8 1 以上		
		特定不能		

事 故 内 容	0	令和 年	令和 年	令和 年
	死 亡			
	重 傷			
	軽 傷			
	合 計	0	0	0
発 生 時 間 帯	うち自転車			
	うち歩行者			
	0～6			
	6～12			
(第 一 当)	12～18			
	18～24			
	速度超過			
	信号無視			
	一時不停止			
	歩行者妨害			
	通行区分			
(第 一 当)	その他			
	うち飲酒			
	危険 認知 速	4 0 以下		
		4 1～6 0		
		6 1～8 0		
(第 一 当)		8 1 以上		
		特定不能		

3 重点路線・重点地区の指定

重点路線・重点地区	指 定 理 由	管轄交番・駐在所

4 指導取締り方針

重点路線・重点地区	重点的に取り締まる違反種別・期間中の月平均回数								指導取締り方針、交機隊投入・隣接署との連携の必要性	交機隊 投入	隣接署 連携
	速度	信号	一停	歩妨	飲酒	携帯 ベルト	通行禁止	自転車			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
0											
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			

交通指導取締り管理簿（実施結果）

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

重点路線・重点地区：

取締回数	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	飲酒運転	携帯・ベルト	通行禁止	自転車		合 計
計 画										0
実 施										0

事故件数	主な違反別件数							死亡	重傷	軽傷	合計	うち自転車	うち歩行者
	速度超過	信号無視	一時不停止	歩行者妨害	通行区分	その他	うち飲酒						
今期件数											0		
前年同期比											0		

効果検証 次期方針													
次期方針	☐ 重点指定継続（ ☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小） ☐ 重点指定解除												

[illegible][illegible]

効果検証 次期方針	
次期方針	☐ 重点指定継続 (☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小) ☐ 重点指定解除

[illegible][illegible]

効果検証 次期方針	
次期方針	☐ 重点指定継続 (☐ 現状維持 ☐ 体制強化 ☐ 体制縮小) ☐ 重点指定解除

指導取締り計画表（令和 年 月）

日	曜日	午 前		午 後		早朝・夜間等		備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

活動状況結果報告書（令和 年 月第 週）

日	曜日	人員	班長	活動時間		活動時間	延べ活動時間	主な活動内容		主な取締場所	指定種別	備考	メモ欄
	日			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	月			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	火			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	水			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	木			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	金			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
	土			から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
				から	まで	0:00	0:00						
合計		0				0:00	0:00						

署
交通事故発生状況・交通指導取締り状況

[illegible]